

○厚生労働省告示第七十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十七号)の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定め、同法の施行の日(平成二十六年四月一日)から適用する。

平成二十六年三月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する告示

第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和六十三年厚生省告示第百二十七号)の一部を次のように改正する。題名中「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第一号中「第三十三条の四第一項第一号」を「第三十三条の七第一項第一号」に改める。

第五号中「第三十三条の四第二項後段」を「第三十三条の七第二項後段」に改める。

第二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限(昭和六十三年厚生省告示第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三号中「保護者」を「その家族等(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条第二項に規定する家族等をいう。)その他の関係者」に改める。

第三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(昭和六十三年厚生省告示第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二の一の(二)中「保護者」を「その家族等(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。)その他の関係者」に改め、同二の(一)中「家族等」の下に

「その他の関係者」を加え、同三の(一)及び四の(一)中「保護者」を「その家族等その他の関係者」に改める。

第四 次に掲げる告示の規定中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

- 一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法(平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号)第一号
- 二 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等(平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号)第一の一

第五 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成二十六年厚生労働省告示第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一の一の1中「科における入院を削り、「その」を「入院医療の」に改める。